

2021年11月30日

教職員各位

(本学への訪問学者を含む)

塾監局人事部

《情報更新》教職員の海外渡航等について (2021/11/30 版)

=====

教職員の海外渡航について、情報を更新しました。

=====

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株「オミクロン株」の世界的な拡大をふまえ、教職員の海外渡航等については原則禁止といたします。

なお、信濃町地区の教職員については、本通知および信濃町地区で定めた「COVID-19 に関する方針」記載の指示に従ってください。

**【教職員の海外渡航の原則禁止】**

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株「オミクロン株」の世界的な拡大に伴い、11月30日から当面の間、全ての国を対象に入国を原則停止するという措置が政府より発出されました。このような状況をふまえ、教職員の海外渡航については12月1日より当面の間、原則禁止とします(公私問わず)。

海外渡航を予定せざるを得ない場合には、事前に所属長を通じて、人事部(人事企画担当)に必ずご相談ください。

以下の各サイト等を参照し十分な情報収集と適切な判断をお願いします。

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限(外務省)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

なお、教職員の帰国/入国、および外国人研究者の受け入れは、「教職員の海外渡航等について(2021/10/11版)」の2と3、および「<人事部発>水際

対策強化に係る新たな措置（19）の運用について（11/19付）」にもとづく対応となります。

しかしながら、政府方針で全ての国を対象に入国が原則停止となっている状況、および「水際対策強化に係る新たな措置（19）」にもとづく行動制限緩和措置や待機期間短縮措置（14日→10日）等が停止されている状況になりますので、関係省庁の通達等を遵守し、慎重に帰国/入国行動（対応）をするようお願いいたします。

以上